

文明八年八月廿三日 當社炎上杯



當社炎上乃社、右と云ハ社司ハ諸國ハ志  
神領とおもあなうら神事と願急せしめ  
社本ときわら祭私宅とけわ兼花は酒こ  
節東紙西はけくかきく西祭茂乃水  
邊ハ山店とそく遊女をおけり日長朝書  
酒宴こりく此道もたら守る是ハ氏人中  
神事とけいしむる系神意たるとかき  
きむね異見と加考とあふに忠言み、り  
けうかれをかてうらうとと守らるる守  
屋さ企て是あり氏人中、あうとせり  
志、あらははむ称と奏、やきん、り、こ  
ろハ社司ハ志と聞て、さわら、い、い、く



ろの社司お出せと聞てこわらにいへい  
うらとそと人御しくそ隣心とこころふ  
又氏人中此よりとすくくもよなる事  
建先社司よあてる志この祭といつとも  
社司 社前にも思まは社頭よわしよせ  
すこおもたうくせめきちささけともきぬす  
うらと寸御衣やうらふ一重よ加勢の若  
中きるいうらとととらと寺寸つあす  
けふうそをなせうく社頭よ火矢といの  
けこやうらといふ御衣といと申けき  
社司よきるいそと社頭とやれたらんて  
かわともうらとととらと御衣とちるやくとめく  
らとそと人御しくけきいはあらし火矢の  
けととと 社頭よ火とつるあらし  
あらしとあらし又こやといふあらし



けよ〜 津原よ火とつくるあゝら〜  
あよすもあわ又いやさ〜あひもあひ  
ひと三十六人一時の局よ一店磨とあひも  
志うらまはし社目お件乃三十六人の首を  
山本乃大所よならくま志ありき統とく〜  
うらかの首ともとけよ〜きわ〜 後乃氏人  
中見乃〜し中もるあ〜い〜の〜けい  
と〜とと散きんと一命と千〜社目と〜  
むけい〜やくと〜ら守又社目〜西賀茂乃  
うらよ尾屋の寺よあつ〜り〜評議伝  
い大略む称と此氏人お〜い〜ら〜あ〜ぬ後  
氏人〜は曉お志とせ守ら〜る守屋〜と評  
定寸あ〜よ 當社乃供僧よ圓光坊と〜  
僧あ〜は傍坊尾やの〜く〜なわきれ〜社目の  
〜ら〜んと〜して氏人中〜若ら守氏人中



こころをいんとやめて氏人中へ告ちらす氏人中  
よりしと聞てはあらはかきら来らぬ事あり  
あつこよよとらるる人そか乃尾やう行ふ也  
社司とやうに室らよきわあつるごとくありて  
社司氏へおならんそけ直と云ふやうあつ  
中直と云ふごとくしる理非といふも  
いふごとく先社直とやくいふの飛科あり  
まかりし社直... 若代事聞かると  
すむら氏人中へ祭儀一社乃御名末代よ  
いふもそて進退伝り社事祭礼と云ふは  
あつむね 作おらるる社直... 社直より  
いふもそ氏人中歡喜乃ありとならぬ又  
よ教本乃氏直より氏人中五人以上六人  
司のこころをきけいふ事わんとなれ  
氏直より目代又人の子もいふ五郷乃司と



氏純より目代又人の子をもいひ五郷乃の司と  
永代をもいす身ころりし中けきいけくなく頼  
もきしもわ又氏純の嫡子より伊勢守成氏と  
いふものもきも五人乃らそ社日のみること  
志をもり氏純父子志落行をももちを紙  
を所よりとりあくる何繋けりとおのしこ  
きこと守らんとす身ころり評議寸此伊勢の  
大力のものをあわめあもくしんがそくといは  
定志をもりごとらに豊後守成頭てしりし  
伊勢も守らんとす身ころりいせの寄書よ  
に志をもりしりしりし首とともりしりし  
件乃是賞に伊勢の屋敷と感状よれ  
つゝ氏の中より成頭よ腹巻をりし誠よ此  
頼なご子相なわと一皆とありしりし  
氏純の播磨乃國へ落行もりしはくごのち



氏經の播磨乃國へ落行きしはくさのら  
往司お氏人中へ懇望ししもるるせめて 神  
前乃俊とち西へいひておんかゝるて  
ゆへよさあらは懇望の状とせらばおん  
一筆とせよと 神前のおくとおん  
おふともおんおふともおんおふとも  
いひておん乃 神前らと  
氏經少とちおゆへか架けんけ歌と  
おみく旧友乃ともおんおんおんおん  
る里とちおゆへか架けんけ歌と  
けか

明應九年五月廿一日

觀平判

右社司乃懇望状と西池刑部女補季治  
沙法人始時ゆへことおん乃 尊久よ  
はりておんも 尊久の季治聲なるわ

元和七年四月十二日書字

從五位下賀茂清古判



る里と名のむく又もあつた  
けり

明應九年五月廿一日  
觀平判

右社司乃慈愍状と西池刑部廿捕季治  
沙法人始時めすことりく種と尊久よ  
はりしすとも也尊久の季治聲なり

元和七年四月十三日申字

從五位下賀茂清古判

右文明記の清古乃跡中大路甚助朋氏家より傳つ又写  
一卷評定衆中の櫃よりあわ予成顯其家系とつるそ  
成氏の敷地と感状と傳つ作れよ今一社と其  
中記のそとて件乃註と写し加つ終つ成顯成  
氏より系圖と志るそとあそ吾子孫とていふ敷地  
感状のうらむ事と志らるそとていふ事と志るそと  
そとんことあそと。毫乃山とていふ事と志るそと  
事と志るそとあそと。けりとていふ事と志るそと

享保七年正月

大田社祢宜從四位行豐後守賀茂縣主保臣記



享保七年丁丑月

大田社祢宜延行豐後守智茂縣主保臣記

# 大神宮侍所下 屋敷之事

## 合宣所者

西東交小南十丈限東宮前浦地  
限小佛光沓地限西宮前及地限南大道

右件屋敷者古件現多雖為知行今度  
依令惡行為允中被誅罰上者被抄継平  
与氏人中相共被願所行之訖然間依願  
望豐光大寺願令下知之慶實心之決下者永  
代知行不可有相違者仍為復證龜鏡下  
知之狀如件

文明拾年十二月日

散位清朝并

散位清助并

散位之明并

散位宗隆并

散位清基并

散位道直并

散位實直并

散位直直并

散位實直并

散位清基并

片岡松豆師三世之孫  
迎有本末遠基長男

遠顯 資顯

成顯

豐顯

常顯

子孫繁多

松有 掃助 先皮又

豐光豐後守

豐光掃助

從五位下 豐後守

子孫繁多





序同松宜師三世之孫  
也有大遠基長男

遠顯 資顯 成顯  
豐光豐後守  
長亨子元十二  
廿五任豐後守

豐顯 常顯  
豐光掃部助  
從五位下 掃部  
豐後守  
子孫繁多

佐顯  
五郎 豐前守  
子孫繁多

增顯 重顯 只顯 庸顯 法顯  
從五位下 豐後守  
正五位下 豐後守  
從五位上 豐後守  
從五位上 豐後守  
從五位上 豐後守  
元和三九士 寬永十五二 延寶四年六 元禄十五七次  
辛卯九十 十七辛卯 廿九辛卯 元禄十五七次  
六十二 六十一 辛卯六十一

次顯  
七郎 豐後守

友顯  
六郎 豐後守

善顯  
五郎 豐後守

推氏 彦氏 季氏 氏繁  
祝氏經五世孫  
英皇大郎氏世男  
彦一 和泉守  
彦松  
彦千代

茂氏  
彦夜叉

氏經  
式部女補

成氏  
有德 伊勢守  
元氏弘

氏助

氏秀

氏一  
淨壽

氏一  
新嘉祿尉

氏經 文明八年八月子力干權祝皇則  
大田稱宜治長補勝平雅樂助滿父等  
土一撥張 依不遂宿意有遺恨子氏  
本人也  
中不和之間 同十年遂電稱為遂宿  
意下向于中國憑武士奉公一日得  
便宜寄一封書於賀茂空幢院  
阿闍梨披見書中有一首哥  
ヨソニテモナシコソシノメアフナ  
ル 別雷ノ神ノチアヒシ

文明八年為社司味方不遂宿意一族悉雖落行  
干他國成氏一人猶住于賀茂氏人中欲討之然  
依為強力容易不能討取後遂星霜之處終  
為豐後守成顯被刎首

散位清基功

